

大田市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第25号

大田市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

大田市職員の給与に関する規則（平成17年大田市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（地域手当）

第9条 条例第8条の2の市長が規則で定める地域は、東京都特別区とする。

2 条例第8条の2の市長が規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 1級地 東京都特別区

3 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第10条第1項第5号中「福祉事務所職員が」の次に「在勤庁を離れて」を加える。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（感染症防疫作業手当の特例）

3 条例附則第13項の新型コロナウイルス感染症に感染する危険性が高い場所として市長が規則で定めるものは、次に掲げる場所とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症（条例附則第13項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）を受け入れている病院、宿泊施設等への移動時の動線上及び車内

(2) 患者等が待機している自宅

- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る検査が実施される場所
 - (4) 前3号に掲げる場所に準ずるものとして市長が認める場所
- 4 条例附則第13項の新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が規則で定めるものは、次に掲げる作業とする。
- (1) 患者等に接して行う作業（次号に掲げる作業を除く。）
 - (2) 患者等に直接接触して行う作業又は長時間にわたり接して行う作業
 - (3) 患者等が使用した物の処理作業
 - (4) 第1号又は前号に掲げる作業に準ずるものとして市長が認める作業
- 5 条例附則第14項の市長が規則で定める額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号、第3号及び第4号に掲げる作業 3,000円
 - (2) 前項第2号に掲げる作業 4,000円
- 6 同一の日において、第4項各号に掲げる作業のうち2以上の作業に従事した場合には、当該従事した作業に係る手当の額が最も高いものの一を支給する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の大田市職員の給与に関する規則附則第3項から第6項までの規定は、令和4年4月1日から施行し、令和4年1月1日から適用する。